

道州制等都道府県のあり方を考える研究会設置要綱

九州地方知事会事務局

（目 的）

第1条 九州地方知事会に、道州制等都道府県のあり方を考える研究会（以下、「研究会」という。）を設置し、道州制、連邦制、県合併、県連合や県境を越えた広域連携等都道府県のあり方に関する情報収集及び調査研究を行う。

（構 成）

第2条 研究会は、九州各県の担当部局長をもって構成する。

2 研究会に会長を置き、会長は会員の互選によるものとする。

3 研究会は、オブザーバーとしての参加を認めることができる。

（幹事会）

第3条 研究会に、専門的な調査研究を行うため下部組織として幹事会を設置することができる。

2 幹事は、各会員が指定する職員とする。

3 幹事会に座長を置き、座長は幹事の中から会長が指名する。

（会議の開催及び成果の報告）

第4条 研究会、幹事会は会長が招集する。

2 研究会の情報収集及び調査研究結果等は、九州地方知事会に報告するものとする。

（事務局）

第5条 研究会及び幹事会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、九州地方知事会事務局所在の県の担当部署に置く。

（補 則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、研究会に諮って会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月18日から施行する。

この要綱は、平成16年2月6日から施行する。